

半田市介護保険サービス事業者指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）が法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを、指導及び監査により個別に明らかにし、当該事業者の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的とする。

(指導及び監査の対象者)

第2条 指導及び監査の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型介護サービス事業者
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護予防支援事業者
- (5) 半田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者

(指導及び監査の種類)

第3条 指導及び監査は、これを分けて実施する。

- 2 指導は、市長が毎年作成する実施計画に基づき事業者の事業運営全般について実施する。
- 3 監査は、通報、苦情に基づく情報及び実地指導の結果を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に実施する。

(指導の方法)

第4条 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

- 2 集団指導は、事業者を一定の場所に集めて講習等の方式により実施する。
- 3 実地指導は、事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で実施する。

(指導対象の選定)

第5条 集団指導の対象事業者は、実施する指導の内容に応じて、指導を要すると認められる事業者を選定する。

- 2 実地指導の対象事業者は、毎年度、国が示す指導重点事項に基づき選定するほか、特に実地指導を要すると認められる事業者を選定する。

(指導の通知)

第6条 指導の実施にあたっては、市長は、当該事業者に対し、指導方法に応じてあらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、実地指導については、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、実地指導開始時に通知できるものとする。

(1) 集団指導

- ア 日時及び場所
- イ 出席者
- ウ 指導内容等

(2) 実地指導

- ア 根拠法令及び目的
- イ 日時及び場所
- ウ 対象事業所
- エ 出席者
- オ 担当職員数
- カ 準備すべき書類等
- キ その他、必要と認める事項

(指導体制)

第7条 実地指導は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

(実地指導結果の通知等)

第8条 指導の結果は、後日文書で通知するものとする。

2 前項の通知において、改善を要すると認められた事項又は介護報酬について過誤による調整若しくは返還を要すると認められた事項がある場合には、改善報告の提出を求めるものとし、その提出の期日は指導の結果を通知した日から30日以内とする。

(監査の方法)

第9条 報告の徴収又は事業者の事業所における実地検査により実施する。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、次の情報を踏まえて指定基準違反等を確認する必要があると認められる事業者に対し実施する。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

- (2) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等に寄せられる情報
- (3) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者に関する情報
- (4) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (5) 実地指導において確認した指定基準違反等の情報
- (6) 業務管理体制の不適正な整備及び運用状況に関する情報
- (7) その他、市長が必要と認める情報

2 第5条第2項に基づく実地指導において、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査に移行できるものとする。

- (1) 著しい運営基準等の違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
- (3) その他の事項で不正又は著しい不当が疑われる場合
(監査の通知)

第11条 監査の実施にあたっては、市長は、当該事業者に対し、あらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合、利用者及び入所者等の生命若しくは身体の安全に危害が及ぼされる恐れがあるなど、緊急を要すると認められる場合又は前条第2項の規定により実地指導から監査へ移行した場合は、口頭により通知し、後日文書にて通知するものとする。

- (1) 根拠法令及び目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 対象事業所
- (4) 出席者
- (5) 担当職員数
- (6) 準備すべき書類等
- (7) その他、必要と認める事項
(監査体制)

第12条 監査は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

(監査結果の通知等)

第13条 監査の結果、次条に規定する改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該事業者に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の文書で指摘した事項については、通知後30日以内に当該事業所から文書による改善報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長又は短縮することができるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

事業者指定基準違反の事実が確認された場合、当該事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取消し、若しくは期間を定めて、その指定の全部又は一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をする。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、事業者が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第16条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合には、当該事業者から、保険給付の全部又は一部について、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収するものとする。

2 取消処分等を行った場合には、当該事業者から、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

（関係機関との連携等）

第17条 指導及び監査にあたっては、国、県、国民健康保険団体連合会、関係市町村その他の機関と緊密に連携を図るとともに、その実施状況、実施結果その他必要な情報を提供する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。